

# 資産の減損と簿価修正

—問題の所在—

米 山 正 樹

本稿は「資産の減損と簿価修正一切り下げにみられる配分と再評価—」というタイトルの論文集において、第一章に相当するものである。今後、このテーマに関する一連の論攷を逐次掲載する予定となっている。

本稿のねらいは、今後しばらく一貫して長期金銭債権の不良化をめぐる会計問題を取り扱うのはなぜか、その理由を明示することにある。典型的な金融資産とくらべたとき、特異な性質を有する長期金銭債権、なかでもその不良化（あるいは減損）というきわめて狭い分野について考察を進めていくことで、どのような問題がみえてくるのか、採り上げたテーマの掘り（普遍的な性質）に論及していきたい。

## 第1節 金銭債権の減損と多様な投資機会

本節では、金銭債権から約定どおりの資金回収が見込めなくなったのを契機として、さまざまな資金回収の手段が意味を持つようになることを示す。それが減損の生じた債権に固有の事情であることをいうため、ここではまず最初に、典型的な金融資産（代表例として市場性のある株式）に関する業績測定のありかたを論じることとする。それとの対比において、長期金銭債権をめぐる業績評価の特異性を解き明かそうというのである。一連の議論においては、準拠枠となる典型的な金融商品や長期金銭債権の、「財」としての特性が主たる検討課題となってくる。会計上の評価基準がなによりも「財」の特性に依存する以上、（減損が生じているかどうかにかかわらず）長期金銭債権という財に固有の性格を確かめるのが先決と思われるからである。

ここで注意すべきは、市場性ある株式などをめぐる業績評価とはじめに対比されるのは、約定どおりの資金回収が見込まれるという意味で「正常な」長期金銭債権ということである。「減損」と呼ばれる現象を直接取り扱うのではなく、典型的な金融商品とは異質な側面を有する「正常な金銭債権」の特性を、「減損」がさらにどう変えてしまうのかという形で議論を進めていきたい。こうした推論の結果にてらして、次稿以降、減損が生じたときの具体的な会計処理を検討しようというのである。

### (1) 典型的な金融商品をめぐる業績測定

さて、整備された流通市場において取り引きされる株式の場合、一般に、価値を決めるための情報のすべてが株価に織り込まれているものと考えられる。そうなると、その株式を保有している主体のいずれも、株価を超えるような「無形の価値」を期待できない。問題となっている株式の価値は、その株価で測るしかないのである。いったん取得した株式の保有から期待されるキャッ

シュフローは、市場をつうじた売却という形でしか実現できないからである。こういう特質は、誰が保有するのかに応じて価値が変わってくる実物資産とは対照的といえる。実物投資に期待したキャッシュフローを実現させるためには、保有主体に固有のノウハウをもとに、自律的な営業努力を払う必要がある。市場平均を凌駕するような成果を得るために市場平均より優れた営業努力が求められる点については、多言を要しないであろう。

このとおり、市場性のある株式のような金融資産は、流通市場をつうじて投資の成果を実現する機会が常に保証されている一方で、市場価格を超えるような（無形の）価値を期待できない点が特徴的といえる。いわば金融資産の価値を考えるとときには「市場がすべて」なのである。金融資産についての「意味のある」投資機会は、唯一、市場をつうじた売買だけでも言い換えられよう。

では、以上のような特質を備えた金融資産について、投資の成果を企業会計上、どうとらえればよいのであろうか。直前に述べたとおり、市場性ある株式の価値はつねに、また誰にとってもその市場価格でしかありえない。そのような性質を有する金融投資の成果は、会計期間中における時価の変動で捕捉すればよい<sup>1</sup>。もともと市場価格の（有利な）変動をねらいとした投資である以上、ねらいどおりの成果が得られたかどうかとも、時価の変動という事実に着目して（事後的に）確かめていくしかないのである。このとおり、保有者による将来キャッシュフローの（主観的な）見積もりのいかに関わらず、市場性ある株式から期待されるキャッシュフローの価値は、その時価によって決められる。市場をつうじた処分以外を意味のある選択肢として想定できないことが、時価の変動にもとづく成果の測定と密接に結びついているのである。

## (2) 長期金銭債権をめぐる業績測定

では、長期金銭債権についても「意味のある」投資機会は市場をつうじた売買だけといえるのであろうか。改めて言及するまでもなく、みずから金銭貸借契約を取り交わして創設した長期の金銭債権は、それを流通市場において第三者へと譲渡するやりかたのほか、満期（償還期限）までその債権を保有しながら、約定にもとづく借り手の支払いを待つ方法によっても資金の回収が見込まれる。つまり長期の金銭債権については、「意味のある」資金回収の途が大きくふたつに分かれてくる。市場をつうじた処分しか想定できなかった典型的な金融商品とは、その点で性質が異なっているのである。

こうした違いは、長期金銭債権の価値をどうとらえるのかに関わってくる。どのような形で資金を回収するつもりなのかに応じて、問題の債権から期待されるキャッシュフローの価値も変わってくるのである。例えば、整備された流通市場における譲渡という形で資金の回収を図る場合は、将来キャッシュフローに関する市場の平均的な評価が債権の価値を決めることとなる。ここで債務不履行の可能性に関する「市場の平均的な評価」が保有者自身の見積もりと一致している保証はない。市場が契約違反（債務不履行）の可能性を保有者からみて「必要以上に」高く見積もっているのであれば、保有者は問題の債権を譲渡することなく、時の経過とともに支払われるキャッシュフローに期待を寄せることとなる。そこでは、将来キャッシュフローに関する保有者自身の評価が、金銭債権の価値を決めることとなる。

このとおり、金銭債権の価値について複数のとらえかたを想定できるのであれば、事前の期待が実現したかどうかを確かめるときに着目すべき事実も違ってくる。最初から市場での譲渡を予定して創設した金銭債権については、流通市場における取引価格（時価）が投資のねらいにそく

した価値を与え、同時に、それが事前の期待を確かめるのに適う事実となっている。ここでは、市場性ある株式に関する、先と同様の議論が可能といえる。これに対し、時の経過とともに借り手から支払われるキャッシュフローの回収をねらって創設した金銭債権については、後に詳述するとおり「時の経過」やキャッシュフローの流入など、時価の変動とは異質な事実に着目した業績評価が求められることとなる。

市場性ある株式と長期金銭債権について、財としての特性にどのような違いがみられるのかを最後に要約しておくなら、資金回収の手段を複数想定可能かどうか重要な着眼点である旨を指摘できる。典型的な金融資産とは異なり、時価の変動に着目した成果のとらえかたが、「投資のねらい」<sup>2</sup>に適うものとはいえない場合も生じてくるのである。

### (3) 正常な債権投資の特徴

前項では長期の金銭債権について、資金回収の途として潜在的にふたつの選択肢がありうることを示した。しかし実際には、約定どおりの資金回収が見込まれるという意味で「正常な」金銭債権の場合、みずから創設した金銭債権のほとんどは、償還期限までの継続保有が暗に与件とされている。資金回収の手段として形式的にはふたつの選択肢を想定できるが、現実には「投資のねらい」といっているのは、時の経過とともに借り手から支払われるキャッシュフローの回収だけと考えられるのである。それは以下の理由による。

周知のとおり、今日においてはファクタリング・ビジネスが盛んになりつつあるが、いったん貸し付けた資金を第三者に対する譲渡という形で回収するのは、いまだ多くの困難を伴うものと考えて差し支えない。ふつう債権の譲渡が成立するまでには、多大なコストの発生が見込まれるのである。証券化されていない長期金銭債権の保有者は、ひとたび投下した資金の回収が困難な分だけ、貸付先に対する強固なコミットメントが求められることとなる。では具体的に、どのような費用が取引を阻み、貸し手を拘束しているのであろうか。

まず第一に、整備された流通市場を持たない金銭債権の場合、譲渡する旨の交渉をはたらきかける際の費用（取引相手を探し出すための費用）が軽視できないと考えられる。そのうえ第二に、借り手の信用力に関する十分な情報が流布していない場合、貸付金の評価が譲渡をめぐる交渉の当事者間で少なからず乖離する可能性も高い。金銭債権を創設した側のほうは長期継続的な取引関係から信用力を正確に把握しているのに対し、借り手を熟知していない譲渡先のほうは、より保守的に信用力を見積もると思われる。情報をめぐるこのように非対称な関係のため、まず何よりも債権譲渡の契約を締結するのが困難であろうし、かりに締結にこぎつけたとしても、譲渡元は思いどおりの資金を回収できないと思われる。そうなると、債権の譲渡が合理的な選択肢となりうるケースはそう多くないと考えられるのである。

いったん創設された金銭債権を満期まで保有する誘因は、融資それ自身を主たる業として営む金融機関の場合、これだけにとどまらない。ここで金融機関に固有の事情を考慮に入れることとする。よく知られているように、金融機関は、資金の貸し付けを一般事業会社よりも効率的にとり行い、結果として、市場平均を超えるような利潤をそういう業務から継続的にあげなければならない。それこそが、金融機関に期待されている役割といえる。そのような役割を果たすためには、まずなによりも、できるだけ正確に債務者の信用力を把握しなければならない。信用力調査には費用を要するが、それは金銭の貸借を反復することで蓄積された情報のため、徐々に削減されるはずである。

そうなる金融機関は、ひとたび一定の精度で信用力を見積もれるようになった後は、同一の相手と継続的に取引を行う誘因を持つようになる。借り手の信用状態に関する情報の優位を維持するのが合理的な選択となってくるのである。そういうケースでは、現在行っている資金の貸し付けが、将来反復継続的に行われるはずの貸し出しから期待される収益にも関わってくる。貸し付けの反復から期待される収益が十分に大きければ、たとえ貸付金の譲渡という形で回収可能なキャッシュフローが増加しても、将来の収益を犠牲にして借り手との関係を清算するのは、必ずしも合理的な選択とはいえない。譲渡価格を超えるような「無形の価値」が認められる場合は、その実現を自分自身で図るのが望ましい選択と考えられるのである。

むしろ、長期金銭債権の中には規格化（標準化）が相対的に容易で、その信用特性が理解しやすいものもありえよう。いわゆる「証券化適性」を備えた貸付金は、単独で市場に流通する可能性を秘めている。そのような性質を有する住宅ローン、自動車ローン等を保有する場合は、もっぱら他律的な価値変動（市場価格の変化）からの収益だけを期待することになるかもしれない<sup>3</sup>。ただ、このように市場での流通性が保証されている貸付金は、今日の経済環境のもとでは、あくまでも例外と考えるのが自然であろう。

ここで述べたとおり、特段の事情が生じないかぎり、みずから創設した長期金銭債権については、借り手から支払われるキャッシュフローを自分自身で回収するのが、事実上唯一の「望ましい」選択といえる。正常な金銭債権をめぐる事情は、「意味のある」資金回収の途がひとつに限定される点では、時価に着目した業績評価だけが「投資のねらい」に適う典型的な金融商品と違わない。しかし、約定どおりの資金回収が期待できなくなった場合はこのかぎりではない。今度は「減損」「不良化」などと呼ばれる事象に目を向け、それらの発生以降、資金回収の手段を、実質面において、複数想定できるようになるかどうかについて考察を進めたい。

#### (4) 減損（不良化）の影響

債権の減損または不良化、つまり契約どおりの資金回収が見込めないような事態が生じたとき、問題となっている金銭債権の保有主体にはさまざまな「意味のある」選択肢が生じてくる。いったん債権を創設した後は、原則として、借り手の返済を待つだけの正常な金銭債権とは異なり、減損の生じたものについては、資金の回収を時の経過に委ねるのが必ずしも唯一かつ最善の選択とはいえない。例えば、資金回収の見通しが流通市場における評価より悪化した場合は、敢えて自分自身でキャッシュフローを回収する必要性は失われてしまう。むしろ将来キャッシュフローについて市場で決められた価値を獲得するため、問題となっている債権を譲渡するのが最善の選択となることもありうる。

これ以外の「意味のある」選択肢としては、契約条件の再構築（restructuring）も掲げられる<sup>4</sup>。返済の危機に陥った借り手が倒産し、回収可能なキャッシュフローがいつそう減額することのないよう、借り手が返済可能な条件へと（当初の）金銭貸借契約を修正するのも、しばしばみられる貸し手側の行動である。そこでは、減損の発生以前と同様、キャッシュフローの回収を時の経過に委ねられるようにするための営業努力が費やされる。こうすることで将来キャッシュフローの最大化を図れるのであれば、約定どおりの資金回収が見込めなくなった金銭債権は再構築の対象となってこよう。

さらには、契約条件の再構築という形ではなく、資金回収それ自体のために営業努力を費やすようになるケースも想定できる。再構築はある意味で一過性の事象であるが、ここで問題なのは、

資金の完済まで営業努力が継続的に求められる場合である。単に時の経過を待つのではなく、常に借り手の経営活動を監視し、借り手の再建（資金収支の改善）を貸し手がみずから支援するようなケースを想起すればよい。借り手企業が事実上、貸し手の支配下におかれるようになるのはその典型例といえる。追加的な回収努力を払うことで、問題の債権から期待されるキャッシュフローの価値が高められるのであれば、単に時の経過に委ねるのではなく、もう少し積極的に資金回収を図るのが最善の選択となつてこよう。

もちろん、契約どおりの資金回収が見込めなくなったからといって、ただちに何らかの行動を起こすのは必然ではない。不良化の事実にもかかわらず、これまでどおり金銭債権を保有し続け、資金回収についても時の経過、つまり借り手自身の営業努力に委ねているのが依然として最善の選択であり続ける場合も十分ありうる。

ここで述べたとおり、約定どおりの資金回収が見込めなくなった場合、長期の金銭債権に関する資金回収の途はさまざまに分かれてくる。問題となっている金銭債権から期待されるキャッシュフローの価値は、どのような形で資金回収を図るのかに応じて変わってくるし、そうした違いは、どのような事実に着目して投資の成果をとらえるのかにも関わってくる。「正常な」金銭債権と減損の生じたものとは、この点で大きく異なっている。約定どおりの資金回収が見込めなくなった金銭債権に着目することで、はじめて、さまざまな「投資のねらい（金銭債権についていうなら資金回収の途）」を想定できるようになるのである。

#### (5) 小括

ここで述べたとおり、契約どおりの資金回収が期待できなくなった長期金銭債権は、市場性ある株式や「正常な」債権にはみられない際立った特質を有している。それは冒頭でも指摘したとおり、減損（不良化）という事象を機に、さまざまな資金回収の途が意味を持つようになることである。債務不履行の生じた債権を保有し続ける理由は、誰にとっても同じとはいえない。不良債権をめぐる環境や保有者のいかんで、さまざまな「投資のねらい」を想定できるのであり、期待キャッシュフローの価値を最も高めるような選択はケース毎に異なる。企業会計の事後的な業績評価という側面に着目する場合、こうした特質は重要な意味を持つ。というのも、投資に寄せた事前の期待をどのような事実で確かめるのか、つまり業績評価のありかたは、何をねらいとした投資なのかに依存して決められるからである。

先に採り上げた市場性ある株式の場合、財それ自体の特性ゆえ、投資をめぐる環境変化のいかんにかかわらず、事前の期待を確かめるための事実が変わることはない。どのような事態が生じたとしても、そこから期待されるキャッシュフローの価値はその時価でしかありえず、そうであればこそ、事前の期待が実現したかどうか時価に着目して確かめるやりかたしか考えられない。そこでは、いったん投資に着手した後、期間損益計算の枠組みについて考え直す必要は認められない。これに対し長期金銭債権については、減損を契機として業績評価のしくみを改める必要も生じうる。投資に寄せた期待が変質してしまった場合は、新たな期待に適うような期間損益のしくみが求められるからである。

長期金銭債権、なかでもそれに生じた「減損」に注目する理由は以上のとおりである。それは継続保有している財について投資のねらいが変化しうる、典型的な事例といえるのである。減損を採り上げないかぎりみえてこないことであるが、そうした変化は業績評価のしくみそれ自体に再考を促すきっかけとなりうる。ひとたびこの点が明らかになると、次節以降で詳述するように、

金銭債権以外にもこういう測定操作を必要とするケースがみえてくる。

では、継続保有中にさまざまな投資機会が生じるのは、なにも長期金銭債権に固有の事情とはいきれないにもかかわらず、敢えてここから議論を始める必然性はどこに求められるのであろうか。また、かりにほかならぬ返済の滞った金銭債権に着目することで優れた分析道具が得られると主張しえた場合、それは具体的にどのような問題への応用が期待できるのであろうか。次節ではこれらの問題に取り組むこととしたい。

## 第2節 分析視座としての「投資のねらい」の変化

前節の小括で言及したとおり、本節の眼目は、長期金銭債権の減損という事象に着目する理由をいっそう明確にすることにある。前節の議論をつうじて、約定どおりの資金回収が困難になると、金銭債権には多様な投資機会が現れてくることを示した。しかし、同様の現象がその他の局面でみられないわけではない。にもかかわらず、わざわざ長期金銭債権を採り上げ、これを準拠枠とするのはなぜか、ここでは議論の組み立てかたの「必然性」を解き明かしていきたい。

本節ではさらに、「投資のねらい」に着目することで、金銭債権以外のどのような分野についてのインプリケーションを引き出しうるのか、議論の拡がりについても言及したい。前述のとおり、見かけのうえでは財を継続保有しているに過ぎないが、そこに「投資のねらい」の変化を見出しうるケースは散見される。にもかかわらず、それらのケースで「ねらいの変化」に関心が寄せられ、そういう観点から会計処理を導き出すための試みはまれであったといえる。新たな視点に立つことにより、処理をめぐるこれまでの議論がどう整理されることとなるのか、この点の見通しにも議論を進める予定である。

### (1) 金銭債権に固有の特質

後に詳述するとおり、環境変化のいかんでこれまで保有してきた財に新たな投資機会が生じ、その結果、業績評価のありかたにも変更が求められるようになるのは、なにも金銭債権に固有の事情ではない。例えば事業目的で保有している実物資産についても、既存の投資プロジェクトから当初予想していたほどの収益があがらなくなった場合、代替的な用途への転用などが、より高い収益性を期待できる投資機会として意味を持つようになる。「投資のねらい」の変化は、かなり普遍的にみられる現象とさえいえそうである。さまざまな財にみられる「投資のねらい」の変化のなかで、減損という形で金銭債権に生じたものをことさら採り上げるのは以下の理由による。

#### ① 観察可能な事実の裏づけ

まず第一に、金銭債権については「投資のねらい」に変化が生じたかどうかを（客観的な）事実の裏づけとともに把握するのが比較的容易といえる。正常な金銭債権についてはもともと、時の経過を待つだけで収益が期待できる。とすれば、資金回収のために何らかの追加的な行動がとられた場合、それは「投資のねらい」が変化した可能性を示唆しているものといえる。正常な金銭債権に関する業績評価は、後に詳述するとおり、時の経過に委ねるだけで成果の実現を図ることができる状況と与件としている。その前提が崩れたかどうか、つまり業績評価の枠組みについての変更が迫られているかどうかを議論しやすい分野といえるのである。

これまで「投資のねらい」の変化により期間損益計算のフレームワークに修正が求められる可能性を示唆してきたが、「最善といえる投資機会の変化」のすべてが業績評価のありかたと関わっ

てくるわけではない。例えば、機械設備などに関する生産計画が微調整されたからといって、それだけで業績測定 of 枠組みを改める必要が生じるとは思えない。もちろん、魅力的な投資機会の出現が具体的な事実の裏づけを伴わず、単に経営者の思惑にとどまるかぎり、それが企業外部向けの財務報告に反映されることもない。

ここで述べたとおり、期間損益計算のありかたと関わってくるのは、「投資のねらい」が変化する場合の一部に過ぎない。複数の投資機会が出現し、旧来とは明らかに異なるやりかたで投下資金の回収が図られるようになった旨、何らかの事実の裏づけられた場合にかぎって、業績評価の枠組みに再検討が求められるのである。オペレーショナルな表現を用いるのは困難であるが、企業経営者が日々直面しているような業務遂行上の意思決定ではなく、長期にわたり業務の方向性を左右するような意思決定だけが、期間損益計算のありかたと関わってくる。先に述べたとおり、長期の金銭債権についてはこういう決定が下されたかどうかを掴みやすい。議論の端緒として金銭債権を採り上げた主たる理由は以上のとおりである<sup>5</sup>。

## ② 議論の蓄積

本稿をはじめとする一連の論攷で返済の滞った金銭債権の問題を採り上げた理由は、これだけにとどまらない。第二に、「投資のねらい」の変化を契機として業績測定 of 枠組みに修正が求められるケースのなかで、金銭債権は会計処理に関する議論がとりわけ活発に交わされてきた分野といえる。この点も、一連の論攷の構成と密接に関わっている。例えば米国においては、財務会計基準審議会が不良債権の処理に関する基準書を既に公表している（FASB [1993]）。わが国においても、企業会計審議会が基準書の公表に向けた作業に取り組んでいるようである。基準書の作成過程において取り交わされた議論は、今後議論を進めていく際、大いに参考になるものと見込まれる。

もちろん、既に公表されている基準書が首尾一貫した理屈に支えられたものであれば、その及ぶ領域について、改めて会計処理のありかたを問い直す必要は生じてこない。先行研究や公表された基準書の存在にもかかわらず、もう一度不良債権の問題をここで取り扱うのは、この問題を検討するにあたって採り上げるべき論点のすべてを既存の議論が網羅してきたとは思えず、むしろ、着眼点の一部に十分な関心が払われてこなかったように思えるからである。そこでいう「欠落」の典型例が、まさしく、約定どおりの資金回収が期待できなくなったことに起因する「投資のねらい」の変化である。先述のとおり、債権の不良化は業績評価の枠組みに関する再考を促すが、そのような観点から不良債権の処理が議論されることはなかったといっても過言ではない。そうであればこそ、新たな分析視座からこの問題を整理し直す作業にも、それなりの意義を見出すことができそうである。

ここで述べたとおり、不良債権の会計処理は決して目新しい問題ではない。むしろきわめて古典的な問題の範疇に属するものといえる。では、債権の不良化が「投資のねらい」の変化を引き起こす可能性は、旧来、どうして十分な認知を受けてこなかったのであろうか。これは、約定どおりの資金回収が見込めなくなった事実が、「投資のねらいの変化」と一対一に対応しているわけではないことと関わっているように思われる。

資金の回収に困難が生じたとき、長期の金銭債権についてさまざまな投資機会が生じてくるのは先述のとおりである。しかし、資金回収の手段を複数想定できるようになったからといって、ただちに、旧来のやりかた（借り手の自律的な経営努力に期待する方法）が意味を失うわけではない。減損が生じてもおおそれ以前と同様、貸し手にとって、収益の発生を時の経過に委ねてい

るのが最善の選択といえる場合も少なくない。資金回収の困難は「投資のねらい」の変化を引き起こす場合と、それを引き起こさない場合とに分かれるのである。

問題を難しくしているのは、「投資のねらい」に変化が生じない場合についても、それが生じた場合とは異質な論拠により、金銭債権の評価を切り下げる必要が生じてくることである。詳しくは後述するが、「ねらい」の変化が伴わないとしても、約定どおりの資金回収が困難となった場合、金銭債権の評価については、いずれにせよ修正が求められる。ただ、そこで修正が求められる理由は「投資のねらい」が変化した場合とは異なり、その結果、評価替えの大きさ（切り下げ額）のほうにも影響が及んでくる。

ここで述べたとおり、ほんらいなら、約定どおりの資金回収が困難となったときは、その原因や、それ以降、貸し手がどのような資金回収の手段を採るようになったのかを確かめる必要が生じてくる。「投資のねらい」に変化が生じたかどうかを確認してからでなければ、切り下げ額の大きさを決めることはできない。しかし旧来は、「投資のねらい」などをいうまでもなく、不良債権の評価を切り下げるのは当然とみなされてきた。そこでは、「ねらい」の変化が生じない場合の会計処理のほうに多くの関心が寄せられることとなり、その変化が会計処理に及ぼす影響を論じることはまれであったと考えられる。

もしそういえるのであれば、金銭債権に生じた減損を「投資のねらい」の変化という観点から考え直してみることに、十分な意義を見出すことができそうである。新たな分析視座を持ち込むことにより、これまで渾然一体とした形で語られてきた切り下げの論拠を、「ねらい」が変化した場合とそうではない場合のそれぞれについて、明確にしようというのである。既存の議論がまだまだ十分整理されていない状況は、「投資のねらい」の変化について金銭債権の分野から説き起こす必要性を示唆するものといえるであろう。

以上、ここでは敢えて長期金銭債権の問題を先に採り上げ、それを準拠枠とする立場について解説を施してきた。今度は、金銭債権に関する議論から導き出されたインプリケーションがどのような分野に応用できるのか、その点に関する見通しに議論を進めたい。

## (2) 視点の拡がり

継続保有している財について評価損失を計上する実務が既に根づいていたり、評価の切り下げを求めたルールが公表されている（あるいは、その公表が模索されている）分野は、切り下げの論拠として「投資のねらい」の変化に関わっている可能性を秘めている。こうした条件に該当する分野としては、まず第一に、事業目的に拘束されている実物資産の減損が挙げられる。周知のとおり、実物投資が当初の予定どおり遂行できず、その収益性が低下するものと見込まれる場合は、耐用年数に関する見積もりの変更（短縮）などの形で、旧来より評価の切り下げが行われてきた。最近では、英米の基準設定主体や国際会計基準委員会などが、収益性の低下した営業資産の切り下げについて、いっそう精緻な基準書を公表したり、基準書を確定させるための努力が費やされたりしている<sup>6</sup>。

金銭債権と同様、事業用の資産についても潜在的にさまざまな用途を想定することができる。もちろん、投資プロジェクトに着手する際、経営者は、そのうち最善と見込まれるものを選択したはずである。そこで採り上げられなかった代替案が期間損益計算に関わってくることはなく、事後の業績は、実際に寄せられた期待をもとに、それが現実に転化したかどうかを確かめるのに適うような事実に着目して測定される。プロジェクトが滞りなく遂行されるかぎり、業績評価の



ありかたに再考が促されることはない。しかし最善策と期待して始めた投資プロジェクトから思ひどおりの収益があがらない場合は、話しが違ってくる。そこでは、それまで採り上げられることのなかった投資機会も最善の選択となる余地が生まれてくる。

このとおり、保有主体にとって不利な環境変化が生じたとき、転用などの意思決定が意味を帯びてくるのは、先に論じた金銭債権の不良化と事業用資産の減損との等質的な側面といえるであろう。そこでは金銭債権と同様、「投資のねらい」の変化にもとづく簿価修正の必要を主張する。営業資産の減損は、「投資のねらい」の変化という分析の枠組みを応用できそうな分野の典型例と位置づけられるのである。

もちろん、同様の分析手法が援用可能だからといって、金銭債権と事業用の資産とで同じような結論が導かれてくるとはいいきれない。「投資のねらい」の変化がみられたというだけで、何らかの会計処理が普遍的に導かれてくるのであろうか。それとも、どのような文脈で「投資のねらい」の変化が語られるのかに応じて、ケース毎に異質なインプリケーションが引き出されてくるのであろうか。「ねらい」の変化をいうことで何をどこまで決められるのか、金銭債権に加えて事業用資産の減損を採り上げれば、この点をいっそう明確にできそうである。この問題は、後に取り扱う予定となっている。

このほかにも、「投資のねらい」の変化という観点から会計処理のありかたを考えていくことに意義を見出せそうな分野は散見される。その典型例が“New Basis Accounting”と総称される領域である。そこでいう“New Basis”は、期間損益計算の基礎を新たなものへと改訂し、いわば期間損益計算をやり直す手続と関わっている。そうした手続は、「投資のねらい」に生じた変化を契機とする簿価修正と等質的な側面を有している。というのも、業績評価の枠組みに修正が求められるのは、投資に寄せた事前の期待が変化した結果、それが実現したかどうかを確かめる事実も変わったため、つまり「投資のねらい」が変化したためと考えられるからである。

この領域を取り扱った米国財務会計基準審議会の討議資料（FASB [1991]）は、期間損益計算の基礎を改訂する手続の必要なケースをいくつか掲げている。そのなかには、「投資のねらい」の変化より、むしろ直接には持分関係の重要な変化を契機とした再評価が多く含まれている。しかしそこに掲げられているケースのなかには、「投資のねらい」の変化にひきつけて簿価修正の必要性を主張するものもないわけではない。「投資のねらい」の変化にもとづく評価替えという分析視座は、ここで紹介したFASBの討議資料が採り上げている領域を議論する際にも、有効な分析の枠組みを提供する可能性が残されている。

以上、ここでは本稿をはじめとする一連の論攷が返済の滞った金銭債権に注目している理由を説明した。約定どおりの資金回収が見込めなくなった金銭債権については、典型的な金融商品とは異なり、資金回収の手段としてさまざまなものを想定できるようになる。場合によっては、返済が滞るまでとは異なるやりかたが最善の選択となることもありうる。ここで紹介した「投資のねらい」の変化という分析視座は、従来必ずしも十分な関心が寄せられてきたものとはいえないが、業績評価のありかたとは無視しえない関わりを有している。改めてこういう視点に立てば、不良債権をめぐる旧来の錯綜した議論を整理し直すことが期待できそうである。ここで減損の生じた金銭債権を採り上げたのはそのためである。

返済の滞った金銭債権に関心を寄せた理由は、さらに、この「投資のねらい」の変化という着眼点の「拡がり」とも関わっている。こういう分析視座は、なにも不良債権を取り扱う場合にし

か意味を持たないものではない。むしろ事業目的で保有している実物資産に生じた減損をはじめ、いくつかの分野においても有効な「きりくち」となる可能性を秘めている。「投資のねらい」の変化に着目した議論の普遍性も、そうした着眼点を明確にすることのできる金銭債権（なかでも返済の滞ったもの）に着目した理由の一端となっている。

次稿においては、約定どおりの資金回収が見込めなくなった場合、金銭債権に投下した資金を回収するための手段としてどのようなものを想定できるようになるのか、その事実が業績評価の枠組みにどのような影響を及ぼすのか、これらの問題を具体的に論じることとする。

#### [参考文献]

- ASB [1997], Accounting Standards Board, Financial Reporting Exposure Draft No.15 : *Impairment of Fixed Assets and Goodwill*, June 1997.
- FASB [1977], Financial Accounting Standards Board, Statement of Financial Accounting Standards No.15 : *Accounting by Debtors and Creditors for Troubled Debt Restructurings*.
- FASB [1991], *Discussion Memorandum : an analysis of issues related to New Basis Accounting*, December 1991.
- FASB [1993], Statement of Financial Accounting Standards No.114 : *Accounting by Creditors for Impairment of a Loan*.
- FASB [1995], Statement of Financial Accounting Standards No.121 : *Accounting for the Impairment of Long-Lived Assets and for Long-Lived Assets to be Disposed of*.
- IASC [1997], International Accounting Standards Committee, Exposure Draft No.55 : *Impairment of Assets*, May 1997.
- 斎藤 [1995], 斎藤静樹「金融資産の評価をどう考えるか」『JICPAジャーナル』第7巻第6号, 1995年6月, 40-45ページ。

---

#### [注]

- 1 もちろん、株式については配当を、債券については利息収入を調整する必要がある。それらを時価の変動分に付け加えたものを期中における投資の成果とみることができる。
- 2 「投資のねらい」という表現は、以下、「キャッシュフローの実現のさせかた」あるいは「成果実現のパターン」という意味で用いることにする。多くの場合、「投資のねらい」は「投資の性質」とも置き換えられるが、ふたつのコンセプトは完全に interchangeable とはいきれない。敢えて稚拙なほうの表現を用いるのはそのためである。
- 3 とりわけ住宅ローン債権のように、貸付金が個人向けでしかも取引が一過性のケースでは、貸付金に付随する営業上のメリットは期待しがたい。ただ金融機関が個人向け融資をひとつの大きなグループとしてとらえ、平均的な信用リスクを加味した利率で融資を行っているのであれば、話は違ってくる。その場合は、個々の案件に関する情報が、グループ全体の評価に資するよう、蓄積されることになる。そうなると個人向けの貸付金にも「無形の価値」を認められるかも知れない。
- 4 FASB [1977]などを参照。
- 5 どれほど客観的な事実の裏づけを求めたところで、「投資のねらい」のような「経営者の意図」を期間損益計算に関わらせると、恣意的な利益操作は免れないという批判もありえよう。しかし企業会計はそも

そも、事前の期待が実現したかどうかを事後的に確かめるものである。どのような期待が特定の財に寄せられているのかは、財の物理的な特性だけでは決められないこともある。とすれば、企業会計はもともと、経営者の意図と完全に独立したものとはいきれない。さらにいうなら、経営者の恣意的な操作により利益数値が歪められたかどうかについては、会計監査をつうじてチェックする途も残されている。「恣意性の排除」は期間損益をめぐるルールづくりの段階で対処すべきものかどうか、その点をめぐっては見解が分かれよう。

6 FASB [1995], ASB [1997], IASC [1997]などを参照。

### 〔補論〕会計目的と業績評価

本文中で暗に与件としてきたように、本稿をはじめとする一連の論攷は、具体的にどのような役割が公表利益に期待されているのか、それを果たすためにはどのような期間損益計算が求められるのかという視点には立っていない。事後的な業績評価に際しては、投資に寄せた事前の期待が実現したかどうか、「投資のねらい」に適用するような事実に着目して確かめる必要性を暗黙のうちに受容し、そのうえで返済の滞った金銭債権の評価を議論することになっている。そうやって計算した期間損益が、どのような「達成すべき目標」と対応しているのかは詳らかでない。

周知のとおり、企業の期間損益を測定・開示することの目的は、大きく分けてふたつあるといわれている。この補論では、「達成すべき目標」として一連の論攷がいずれも念頭には置かず、さしあたっては明確なゴール・アサンプションを設けない理由に言及する。返済の滞った金銭債権をどう処理するのかは、最終的には、何のために利益を測定し、開示するのかという問題と関わってくる。手段が適切かどうかは、いうまでもなく、あらかじめ想定されている目的との関係で決まってくるからである。そうなると、公表利益にどういう役割が期待されているのかを問うのは、むしろきわめて自然なこととも考えられる。にもかかわらず、ここで敢えて異質なスタンスに立つ理由を解き明かしていきたい。

#### (1) 投資家の期待形成と利益情報

さて、先に述べた「公表利益に期待されている役割」のひとつは、投資家による意思決定に有用な情報を提供することといわれている。ここでいう「有用性」は個々の投資家ではなく、むしろ多数の参加者からなる証券市場での均衡株価形成に資するかどうかで判断されることが多い。そこでは、追加的な情報開示により、従来とは異質な株価の体系がもたらされるかどうか問われることとなる。均衡株価の体系に変化をもたらした会計情報にかぎって、「限界的な」価値が認められるのである<sup>1</sup>。減損の生じた金銭債権の処理を考える場合も、どのような情報が投資家の期待形成に影響を及ぼしうるのかという観点から考察を進めることとなる。

ここで述べたとおり、企業が将来生み出すであろう不確実なキャッシュフローを予測するのに有用な情報の提供というのは、公表利益に期待されている役割として比較的わかりやすいものといえる。しかし、具体的にどのような情報が有用なのかとなると、話しは一転、難しくなってくる。代替的な情報源が存在し、とくに財務報告書という形で強制開示しなくても必要な情報が投資家に伝わる可能性が留保されているかぎり、情報の有用性について先験的にいいうることはほとんどないといっても過言ではない。これも誤解をおそれずにいうなら、何が投資家にとってレリヴァントなのかは、試行錯誤を繰り返しながら事後的に明らかにしていくしかないのである。

この点、返済の滞った金銭債権を具体例として採り上げ、もう少し具体的に述べてみたい。もし公表利益以外から減損の事実やその深刻さについての情報を一切得られないのであれば、いかなる属性値をとるにせよ、返済の滞った金銭債権の評価を切り下げ、評価損失を反映させた公表利益は投資家にとって有用なものとなろう<sup>2</sup>。もちろん、減損の概要に関する定性的な情報を簿外で開示したとしても、新たな内容を含むものであるかぎり、証券市場において投資家はその情報に反応し、均衡株価の体系は変化するものと見込まれる。何も情報を得られない状態をゼロ・スタンダードとすれば、返済の滞った債権に関するあらゆる情報に限界的な価値が認められるのである。

しかし、金銭債権に生じた減損の概要を知るための手がかりが会計情報だけという想定は、必ずしも現実的とはいえない。マスメディアによる取材や証券アナリストの活動など、代替的な情報源としてさまざまなものが考えられるのである。よく知られているように、投資家に対し返済の滞った金銭債権の概要を積極的に知らしめる誘因は、経営者の側にも少なからず存在する。「放っておけば減損の事実は隠蔽されてしまう」という想定は、よほどナイーブな投資家を与件としないかぎり意味を持たない。何らかの有用な情報を既に市場が織り込んでいるとみるのが現実的であろう。

そうすると、次に問題となってくるのは、代替的な情報源からは知り得なかった事実とは何かである。ところが、別のルートをつうじて何がどこまで「自明」となっているのか、投資家の認知を確かめる作業はきわめて困難であり、場合によっては不可能といっても過言ではない。その点が明らかにならない以上、減損の生じた金銭債権についてどのような会計情報を開示すべきか、ア・プリオリにいえることはほとんどない。とすれば、先述のとおり、投資家の反応を逐次確かめながら、どのような情報が必要とされていたのかを事後的に判断するしかない。極論すれば、そこでは「実験の繰り返しがすべて」なのである。

最後に、以上を要約しておきたい。利益情報を提供する際は、それが投資家による事前の意思決定に有用かどうか、事実にくわしく確かめる作業が必要となってくる。投資家の期待形成に役立つような情報の提供は、公表利益に期待されている役割のなかでとくに重要な部分を占めている。それは事実であり、演繹的な推論からレリヴァントな情報を具体的な形で導き出せるのであれば、返済の滞った金銭債権について、そういう情報を作成・開示すればよい。しかし、実際のところそのような作業はきわめて困難である。多くの留保条件を付さないかぎり、いかなる情報が有用なのかについて確たることをいうのは難しい。

そうであれば、返済の滞った金銭債権の処理を考える際、ここでは「投資家の意思決定に有用かどうか」という観点を敢えて強調しないことにする。そういう着眼点が大切とはいえないからではなく、それを強調したところで、具体的な測定操作に関するインプリケーションが、事前にはほとんど得られないからである。

## (2) 分配指標としての利益情報

### ① 分配指標に求められる特質

続いては、公表利益に期待される機能のうちのもうひとつ、営業活動の成果を分配する際の基準となるような、事後の業績測定値としての役割を採り上げる。周知のとおり、株主・債権者等から委託された資金をもとに、企業は、経営者により指揮・管理された従業員の活動をつうじて成果を生み出していく。ここに掲げた利害関係者の関与は、いずれも、営業成果を獲得

するために不可欠のものといえる。いずれかひとつの主体が欠けただけでも、企業活動はうまく機能しなくなってしまう。このとおり、さまざまな主体による相互依存関係のなかで、はじめて成果が得られる場合は、あらかじめ成果配分のルールを決めておかないと、事後的な調整が難航するものと見込まれる。いずれの主体も「固有の取り分」を主張しえないからである<sup>3</sup>。

このような局面において、しばしば成果分配のメルクマールとしての役割を果たしてきたのが公表利益である。業績の指標としてさまざまな選択肢が存在するなかで、公表利益が取られて採択されてきた理由としては、利益情報にみられるある種の優れた特性、つまり企業を取り巻く主体間の利害調整を円滑に図りうる点が挙げられる。例えば、経営者と株主との関係を考えてとき、株主を犠牲にして経営者が「不当に高額な」報酬を受け取ることはないよう、事前に何らかの取り決めを定めておかなければ、株主はみずからの資金を経営者に委ねようとはしないであろう。逆に経営者のほうも、株主の富を増やすために費やした努力がみずからの報酬に反映されなければ、株主の利害に沿った行動をとろうとはしないであろう。

ここで述べたとおり、成果分配の基礎となる業績指標においては、一例として、経営者が株主の利害に沿って払った犠牲との密接な結び付きが必要となってくる。このような特性を備えた指標にもとづく分配スキームを事前に設定しておかないと、経営者と株主との信頼関係は得られない。その結果、両者が協力しあえば達成可能な企業利潤は期待できなくなってしまう。この点、キャッシュフローの期間配分手続にもとづく現行の公表利益は、その他の代替的な指標と比較したとき、経営者の費やした努力との結び付きが相対的に緊密と考えられている。ここでその他の代表的な業績指標との比較を試みたい。

## ② 株価にもとづく業績評価

まずは資本市場の参加者による企業評価をもとに、経営者の意思決定が株主の利害に沿うものであったかどうかを測る方法を探り上げる。言い換えれば、一会計期間における株価の上昇分（より正確には、これに現金配当額分の調整を施したもの）、つまり株主の投資収益で経営の巧拙を判断しようというのである。結果的に得られた株主の所得を指標として経営者が費やした努力をとらえ、それをもとに経営者報酬を支払うやりかたは、一見したところきわめて自然なものといえる。

しかし株価の上昇は、経営者が払った努力とは関係のない要因でも起こりうる。株主の利害に沿った経営者の行動は、株価を引き上げる原因のひとつに過ぎない。あまりに多くの事象が株価の変動を引き起こすので、株価は、むしろ経営者が費やした努力水準に関する直接的な指標とは考えにくい。そうなると、株価にもとづく報酬契約を取り交わしたところで、経営者が積極的に株主の富を増やそうとするとはいかざらない。投資家が事前に期待したほど株価が上昇せずに低迷している原因は、「真相」とはともかく、経営者にとって制御不能な環境要因に「押しつける」ことができる。逆に予想外の投資収益が得られた場合、実際の原因いかにかわからず、経営者はそれを自分が費やした努力に帰させることもできる。こういう「言い訳」が可能であれば、株主の利害に適う形での努力が必ずしも保証されない旨、追加的な説明は不要であろう。

企業外部の投資家とくらべて情報優位の立場にいる経営者が、株価の低迷をもっぱら環境要因のせいにする事態を避けるためには、例えば、市場要因に必ずしも左右されない、その意味で「企業に固有の内的な」指標を設定し、これをもとに経営者のパフォーマンスを評価すればよい。企業内部でしか作成できない情報で業績指標となりうるものといえ、営業活動から生

み出された純額のキャッシュフローと、これに期間配分の手続を施した企業会計上の利益とが代表的なものといえる。そのうちの后者、つまり公表利益に着目して経営者に報酬を支払うしくみの意義を相対化するのが当面の検討課題であるから、ここではまず最初に、加工を施す前のキャッシュフロー・データのほうに着目したい。これにもとづき意思決定の巧拙を判断するやりかたの意義と問題点とを検討するのである。

### ③ 未加工のキャッシュフローにもとづく業績評価

さて、キャッシュフロー・データにもとづく業績指標は、市場参加者による期待改訂のような事象に左右されない反面、企業価値を増殖させるために経営者が払った努力の一部だけしか反映できないという特徴を有している。資本市場において、投資家は、企業価値に関わる将来事象のすべてを織り込んで行動しようとする。そこでは、いまだ実際のキャッシュフローに裏づけられていない、その意味で期待に過ぎない将来の企業成果も株価の上昇に反映されることとなる。いわば経営者は、株価をもとに自分のパフォーマンスが評価される場合、株主と同様、長期的な視点に立った投資プロジェクトへと動機づけられるのである。

これに対し、現実のキャッシュフローに着目するケースにおいて経営者のペイ・オフに関わってくるのは、在職期間中に成果の実現が見込まれる部分だけである。期待の次元にとどまる企業価値の増加分は、たとえそれが株主の利害に沿って費やされた努力によるものだとしても、経営者の報酬には直結しない<sup>4</sup>。優れたパフォーマンスにみあう報酬が必ずしも期待できないのである。そうなると、「合理的な」経営者は株主の期待いかんにかかわらず、長期的な収益性より短期的な資金回収が可能かどうかで投資プロジェクトを選ぶことになってしまう。解散時点までに生み出されるであろうキャッシュフローのすべてを視野に収めている投資家に対し、経営者は在職期間中しか企業の営業成果と関わりを持たない。キャッシュフロー・データにもとづく業績指標は、このような形で経営者と株主との利害対立を引き起こす一面も有している。

なかでも、未加工のキャッシュフロー・データは、企業成果と関わりあう期間の違いにもとづく経営者と株主との利害対立を引き起こす可能性が相対的に高い。というのも、実際に生じたキャッシュフローそれ自体に着目して経営者報酬を支払う取り決めのものでは、自分の在職期間を超えて利用可能な資本財の購入など、長期的な収益性を高めるための支出が抑えられてしまうからである。それ以外にも、長期にわたって効果が持続すると見込まれる宣伝広告や研究開発のための支出も切り詰められることになろう。極端なことをいえば、前任の経営者が培ってきた超過利潤への期待を現実のものとする一方、自分自身は新たな超過利潤の獲得機会を模索しないのが、現職の経営者にとって最善の選択となってしまうのである。

### ④ 期間配分を施したキャッシュフローにもとづく業績評価

この点、キャッシュフロー・データにある種の修正を施せば、経営者を投資家の望むような長期の資本支出へとある程度動機づけることも不可能ではない。例えば、資本支出の全額を支出の生じた年度の費用とするのではなく、資本財の利用可能な期間にわたり漸次費用として処理していく旨、あらかじめ取り決めておくような工夫が考えられる。こうしておけば、投資家と経営者との利害を多少なりとも一致させることが可能となってくる。というのも、自分が手がけた長期投資の「恩恵」にあずかる後任の経営者にも、応分の負担を強いることになるからである<sup>5</sup>。

ここで述べたようなキャッシュフロー・データの「加工」は、まさしく現行の公表利益を特徴づけている「期間配分」の手続にほかならない。つまりキャッシュフローの期間配分にもと

づく企業会計上の利益は、前掲の意味で、未加工のキャッシュフローより優れた業績指標とすることができる。この手続にもづく利益情報は、株主の利害に沿った形で経営者の費やした努力との結び付きが未加工のデータより緊密であり、その分、株主と経営者との利害調整に資するものと見込まれるのである。

以上により、企業成果を分配する際に果たされる業績指標としての役割とはどのようなものか、それがほかならぬ公表利益に期待されるのはなぜか、それらについてのさしあたり必要な説明を終えることができた。そうなるに次いで検討すべきは、こういう機能を果たすため、返済の滞った金銭債権を具体的にどう処理すればよいのかである。実はこの問題の解決には多くの困難が伴う。基本理念の次元でなら、公表利益は企業成果の分配に資するような業績指標としての役割を果たしているというのも、そう難しいことではない。しかし、そのためにどのようなルールづくりを目指せばよいのかとなると、話しは複雑になってくる。具体策の解明を難しくしている原因としては、主として以下のふたつを掲げることができる。

#### ⑤ 報酬契約との関係

そのうちのひとつは、企業会計の外で決められる企業成果の分配ルールと、企業会計における利益計算との結び付きに関わっている。周知のとおり、個々の主体に配分される企業成果は、最終的には、業績の指標となる公表利益の測定値に、それを変数として組み込んだ分配ルールを適用することで決まってくる。いうまでもなく、株主や経営者が行動を決定する際のよりどころとなるのは、この「最終的な配分額」に寄せられた期待である。事後的な分配スキームの総体が、翻って、経営者による意思決定に影響を及ぼすのである。

ここで述べたとおり、株主の利害に沿った行動へと経営者を動機づけるためには、営業成果のとらえかたを議論するだけでは不十分である。というのも、経営者の報酬は、業績測定のおくみと会計の外で決められる分配ルールという、ふたつの変数で決まってくるからである。そうすると、分配ルールのほうだけを与件とするのか、それとも利益計算のおくみも同時に操作するのかを決めてからでなければ、当面の関心事である減損のとらえかたについて意味のある推論は期待できない。前提のいかんに応じて結論も変わりうるのである。事後的な利害調整という機能に着目した議論の難しさは、こういうところに求められよう。

もちろん、利潤分配のルールと利益計算のおくみのいずれについても既存のものを与件とし、規範的な判断を持ち込まずに現状を分析するのであれば、話しも違ってくる。言い換えれば、現行の企業会計がどのような主体のいかなる利害にどのような影響を及ぼしているのかを個々に分析するかぎり、実りの多い議論を望むこともできそうである。

しかし、例えば返済の滞った金銭債権について「円滑な利害調整に資するような新たなルールづくり」を考え始めた途端、議論に期待しうるものは大きく変質してしまう。その理由は、個別企業の設定している分配ルールが必ずしも一様ではないことに求められる。そういう状況のもとでは、特定の企業が取り決めている分配ルールを与件として考察を進めたところで、そこから導かれた「あるべき利益計算のおくみ」がその他の企業、ひいては経済全体に望ましい影響を及ぼすとはかぎらない。多くの企業に等しく適用される利益計算のありかたについて、企業毎に異なる利潤分配ルールを与件として議論を進めても、意味のある結論が得られるとは思えないのである<sup>6</sup>。

このとおり、企業会計に関心を寄せる主体が広く満足できるような公表利益の計算方法を模索する際は、利益の測定値にもづく分配ルールのほうも同時に操作しなければならない。た

だ、そうなると、問題は企業会計の領域を超えることとなり、会計に固有のロジックだけでいえることはほとんどなくなってしまふ。「当事者間の円滑な利害調整」という観点から「あるべき」会計処理を導き出す作業は、いずれにせよ難しい問題を含んでいるのである<sup>7</sup>。

#### ⑥ 多数の利害関係者の存在

もうひとつの問題は、公表利益に関心を寄せる主体が多数であることと関わっている。そういう主体は、なにもこれまで採り上げてきた株主と経営者にかぎらない。それ以外の利害関係者も視野に収めると、「利害調整に役立つかどうか」という観点から規範的な判断を下す場合に生じてくる、別の困難な問題がみえてくる。特定の利害対立を解消するのに役立つような利益計算のしくみが、その他の主体間の利害調整に資するとはかぎらない。それぞれのケースで争点が異なる以上、この点について異論の余地は少ない。そうなると、どのような利害対立の解消を重視すべきかについての価値判断が求められることとなる。こういう判断を差し挟まないかぎり、減損の生じた金銭債権の処理について、いいうることは乏しくなってしまうのである。

もちろん、営業成果の配分にあずかる主体のすべてを「平等に」取り扱う必要はない。例えば、企業の従業員も成果の分配を受ける主体のひとつであるが、かれらに支払われる給与は固定的な部分も少なくない。公表利益との結び付きが必ずしも強くないケースのほうこそ、むしろ一般的と考えられる。そうであれば、従業員を中心とした利害調整の局面を重視し、そこから「望ましい利益計算のありかた」を引き出すための努力は、必ずしも実を結びそうにない。

これと同様のことは、企業の所得をもとに賦課される法人税等にもあてはまる。緊密度の違いこそあれ、法人所得税の計算と企業会計上の利益計算とは、何らかの形で関連しあっているのが一般的である。その意味において、課税当局は公表利益のありかたに関心を寄せているはずである。ただ、法人に対する課税の観点から「あるべき計算スキーム」を検討することで多くのインプリケーションを得られるかどうかとなると、話しは違ってくる。というのも、「望ましい課税」をめぐるのは企業会計とは異なるロジックが用意されており、公表利益と「あるべき納税額」との関係はその分だけ希薄だからである。ここで述べたとおり、どのような主体間の利害調整を重視すべきかについては、価値判断から離れたところでいいうることも、まったくないわけではない。

しかし、だからといって、返済の滞った金銭債権の評価に関する新たなルールづくりを模索する際、新しいルールが従業員や課税当局などに及ぼす影響について、まったく無関心ではいられない。公表利益の分配指標としての機能に着目した議論は、さまざまな主体間の公平性に関する価値判断を少なからず伴うこととなり、それが確たる帰結を導き出しにくい状況を引き起こしているのである。

### (3) 現行ルールの内的整合性

ここまでは企業会計が果たすべきとされる機能のうち代表的なもの、つまり「投資家による事前の期待形成に資するような情報を提供する役割」とか、「企業成果を事後的に分配する局面で役立つような業績指標としての役割」に着目してきた。それらの「達成すべき目標」から、返済の滞った金銭債権の処理に関するルールを引き出そうとしたわけである。しかしいずれの役割に関心を寄せた場合も、推論の過程で大きな困難に直面することとなった。因果関係を解明するための記述的な議論であればともかく、いかなるルールが目標の達成に適うのかという観点に立つ



場合は、会計の外で決まってくるような要因<sup>8</sup>が推論の方向性を大きく左右することとなる。ここでは、企業会計に固有のロジックでいいうことは乏しい。

そういう状況のもとで、なお返済の滞った金銭債権のルールづくりに際し、先験的な推論にもとづく何らかのインプリケーションを引き出すためには、さしあたり、新たなルールづくりの根拠を「投資に寄せた期待が実現したかどうかを、それぞれの期待に適用するような事後の事実で確かめる作業」をはじめとする、現行ルールの普遍的な特徴に求めるしかないであろう。抽象的な特質から具体的なケースの会計処理を引き出そうというのである。いわば現行ルールの体系を観察することにより導かれてきた一般的な特徴との内的な整合性を問うわけである。こうしたやりかたこそが、まさしく本稿のスタンスといえる。

観察可能な事実に裏づけられた基本理念と、そこから演繹的に導かれてきた個別のルールからなる体系のほうが、アドホックな規範的判断を含むルールの体系より優れているという理解は、広く多数の支持を得られるものと見込まれる。そうであれば、その他の条件を一定としたとき、既存の体系の首尾一貫性をできるだけ損なわないようなルールを導入したほうがよいというのは、そう難しいことではない。

ただ、こういう観点から議論を進める場合は、現行のルールが企業会計に期待されている役割をそれなりに果たしている旨、暗に与件とすることになる。「役に立たない」ルールとの首尾一貫性を考えてもあまり意味がないからである。これはほんらいなら事実にてらして確かめるべき問題であり、無条件に現行ルールの有用性や目的適合性を受け入れるわけにはいかない。にもかかわらず、これを暗黙の前提とせざるを得ない点、つまり議論の端緒に先験的な判断を伴っている点で、首尾一貫性に着目した議論の脆弱さは無視しえないものといえる<sup>9</sup>。

ルールの内的な整合性に注目する場合に生じてくるもうひとつの問題点は、現行ルールがそもそも首尾一貫した基本理念に支えられているかどうかに関わっている。整合性に注目しようとしたところで、準拠枠とすべきものがもともと首尾一貫性を欠いていれば、議論はそこで終わってしまう。にもかかわらず、実務慣行から培われてきた現実のルールは、必ずしも体系的であり続けてきたとはいえない。それはむしろ人々の会計行動をつうじて絶えず変化しつつあるとみてもよい。そうした変化の過程をつうじて、場合によっては新たなルールの体系が既存のルールに置き換わることもある。そうなると、新しい実務慣行が根づくまでの間、利益計算のルールは整合性を欠き、不安定な状態に置かれることとなる。このような「変化」こそが常態であるとみるなら、特定時点の実務慣行について静的な分析を試みることの意義は乏しいともいえる<sup>10</sup>。

このほかにも、整合性に着目した議論には別の問題点が残されている。簡単にいうと、これは何をもって「整合的」とみるべきか、あるいは現行ルールの体系をどう特徴づけるべきかの解釈をめぐるものである。現行の実務を整合的に説明するロジックがひとつだけならともかく、内的な整合性を同じように保っているロジックが並存する場合、どちらを採るべきかについてはそう簡単に判断を下しえない。

前掲のとおり、関心を寄せる主体の所為によって絶えず変化していく利益計算のルールは、常にいくつかの矛盾を抱えており、すべてを完全に首尾一貫した形で説明するのは不可能といっても過言ではない。そうなると、説明理論間の争いは、いかに例外を少なく、重要性の乏しいものに抑えるのかをめぐるものとなる。例外それ自体は不可避とさえいえる。しかし、例外の多寡や重要性に関する見解が一致する保証はない。事実のとらえかたの違いに応じて、複数の考えかたが並立しうるのである。「内的な整合性」に着目すれば、一見したところ返済の滞った金銭債権

に関する新たなルールが一意的に導かれるように見える。それは現行ルールの特質に関する特定の解釈を与件とした場合の話しであって、実際には、「普遍的にみられる特徴」についてのさまざまな理解がありうる。整合性を重視したからといって、具体的な測定操作を絞り込めるとはかぎらないのである。

ここで述べたとおり、現行ルールの内的な整合性に着目するやりかたは、企業会計に期待される特定の役割に注目したものと比較したとき、経験的な議論に求められるさまざまな特質という点で優れているとはいえない。とりわけ、ルールの有用性に関する直接的な事実の裏づけという点で脆弱な側面を免れないのは重要である。

しかし、先にも述べたとおり、公表利益に関心を寄せるさまざまな主体は、歴史的にみても、それほど受動的な存在ではない。首尾一貫性を保つために新設・改訂したルールが自分達にとって都合の悪いものであれば、潜脱行為を試みたり、ルールそのものの再改訂を求めるはずである。これがルールの適用を受ける側の普遍的な反応といえるなら、現時点において有効なルールは、企業会計に期待される役割をそれなりに果たしているともみても差し支えない。社会的な合意のもとでルールが適用されていることそれ自体を、ルールの有用性に関するごく間接的な証拠とみるわけである。本稿をはじめとする一連の論攷では、今後こういう立場から議論を進めていくことになっている。

#### (4) 小括

以上、ここでは一連の論攷が、企業会計の「事前の期待にもとづく事後的な業績評価」としての側面に着目する理由を述べてきた。投資家による意思決定・経営者報酬制度・配当・課税など、利益情報に関する特定の「つかいみち」を与件としないのは、現行ルールの先に掲げた特質に着目し、そこから返済の滞った金銭債権の処理を引き出すやりかたのほうが、会計に固有のロジックで言いうることが多く見込まれるためであった。

もちろん、これはあくまでも見通しであって、実際に特定の会計目的を所与とした議論を行い、それらとここでの議論とを対比しないかぎり、確たることはいえない。どういう「きりくち」から約定どおりの資金回収が困難となった金銭債権を取り扱うのかは、あくまでもリサーチ・デザインに関する研究者の「選択」の問題に過ぎない。この補論の趣旨も、現行ルールの内的な整合性に着目した議論の「長所」についての規範的な主張にはない。むしろ整合性に注目した事実と、その根拠についての記述的な議論こそが趣旨といえる。誤解のないよう、最後にこの点を補足しておきたい。

#### [参考文献]

斎藤 [1988], 斎藤静樹『企業会計—利益の測定と開示—』東京大学出版会, 1988年。

---

#### [注]

- 1 より正確にいうと、株価の体系に生じた変化は必要条件に過ぎない。投資家全体をミスリードするような情報もありうるからである。この問題は、投資家が「誤った」情報を見分けられるかどうかについて、どういう仮定を設けるのかと関わっている。
- 2 情報作成に要するコストの問題は、さしあたって捨象する。

- 3 最終的なペイ・オフが成果獲得後の交渉過程に委ねられている場合、交渉力の弱い主体は、期待しうる利得の不確実性ゆえ、企業にコミットすることさえためらってしまうかもしれない。
- 4 ただし、有能な経営者としての風評が、将来の報酬に影響を及ぼす可能性は留保されている。
- 5 もちろん、ここで言及した減価償却の手続を導入しただけでは、経営者を株主の利害に適った行動へと十分動機づけたことにはならない。長期性の投資に伴う犠牲のみならず、成果のほうについても調整を施す必要が残されているからである。とはいえ、投資プロジェクトに着手したことで増加した企業価値のほうを業績指標へと反映させるのは、資本支出の期間配分よりいっそう困難な問題である。詳しくは斎藤[1988]、第11章第3節を参照せよ。
- 6 むろん、一般論として、分配指標としての公表利益に客観性や確実性が求められるとはいえそうである。しかし、いっそう具体的な測定操作をここから引き出すのは困難といえる。
- 7 以上においては、暗に経営者報酬制度を念頭に置いて議論を進めてきた。しかし、配当規制に代表される画一的な分配スキームについては、もう少し意味のある議論ができるかもしれない。会計の外で決まってくるしくみとみなすことができれば、公表利益のありかただけが操作の対象となってくるからである。もっとも、この場合も、以下に掲げる問題は免れない。
- 8 公表利益とは関係しない情報がどれだけ株価に織り込まれているのか、経営者との間にいかなる報酬契約が取り交わされているのかなどを想起すればよい。
- 9 もっとも、改善の必要性が唱えられながらも現行ルールが存続してきたのは、それが利害関係者の期待に添えてきたことのみを間接的な証拠とはなりうる。
- 10 もっとも、利益計算に関する大きな枠組みが短期間のうちに激変するケースは、そう頻繁に起こるものではない。そのかぎりでは、比較的長期にわたり利害関係者に支持されてきたルールとの首尾一貫性を問うこと自体は、さほど難しいことでもなさそうである。完全に首尾一貫性が保たれているとはいえないにせよ、概ね内的な整合性が保たれていれば、その整合的な部分から、例えば、減損の生じた債権に関する個別具体的なルールを引き出すことができるからである。

### 〔補論〕切り下げの論拠—旧来の議論—

本論で述べたとおり、本稿をはじめとする一連の論攷では、返済の滞った金銭債権に生じた「投資のねらい」の変化に着目して議論を行うことになっている。変化がみられる場合とそうではない場合のそれぞれに、どのような処理が求められるのかを検討するのである。ここでそういう視点から考察を進めるのは、そのような「きりくち」から資金回収の滞った債権の処理が問われるのは、旧来まれであったと考えられるためである。では、これまで不良債権の評価を切り下げるとき、どのような根拠が主張されてきたのであろうか。はたしてそれらの根拠は、十分な説得力を兼ね備えていたのであろうか。基準書の整備が遅れているわが国を中心に、既存の議論を整理し直すのがふたつめの補論のねらいである。

#### (1) 「保守主義」と返済の滞った金銭債権

ここではまず最初に、現行の実務に根づいている「保守主義」の考えかたで、減損の生じた金銭債権の処理について何をどこまで決められるのかを確認しておきたい。これを最初に採り上げるのは、不良債権の切り下げが、この考えかたにひきつけて語られることも少なくないからである。

周知のとおり、この「保守主義」は、将来に予想される損失の早期計上を要求するものと説明されることが多い。近く実現しそうな損失が見込まれる場合、そのありうべき損失について楽観的な予想を立てるのではなく、十分慎重な判断を下すべきというのである。このように理解した「保守主義」は、たしかに、返済の滞った金銭債権の処理と関わっている。不良債権への主たる関心は、周知のとおり、将来に予想される回収額の減少や回収時点の遅れを、ストックの評価にどう反映させるべきかに向けられている。そこでは、評価損失をどれだけ早く計上すべきかが問われているわけである。

ここで述べたとおり、減損の生じた債権の処理を考える際、「保守主義」との関係我问うこと自体はきわめて自然なことといえる。ただ、そうした推論からどれだけ具体的なインプリケーションを引き出せるのかとなると、話しは違ってくる。直前に言及したように、「保守主義」が直接要求しているのは、財務諸表を作成する側の裁量が認められるケースにおける「慎重な判断」である。不良債権の問題にひきつけていうなら、そもそも評価の切り下げを行うべきかどうか、かりに切り下げるとしたらいつ、どれだけの額を損失計上すればよいのかを演繹的な推論では決められないケースで、はじめて「保守主義」が意味を持つこととなる。

とすれば、まず最初に取り組むべきは、(保守主義を持ち出さずに) 現行ルールの特質からどれだけ具体的な測定操作を導き出せるかであろう。返済の滞った金銭債権の評価に関する議論の蓄積が今日のように乏しく、むしろ強制力を伴う基準など望むべくもない状況においては、「保守主義」を持ち出さずに議論しうことは少ない。しかしそれは現状を与件とした場合の話であって、研究を積み重ねることにより現在行われている期間損益計算の特徴が解き明かされてくれば、「保守主義」というある意味で「超越的な」ロジックに頼らなくても、不良債権の切り下げについていいうことは増えてこよう。「保守主義」は長年にわたり定着している実務慣行のうち、基本理念では説明しきれない部分にさしあたりの解釈を与えるための手段に過ぎない。最初からこれをあてにするのは本末転倒といっても過言ではない。

以上により、一連の論放においてはできるかぎり「保守主義」という考えかたから距離を置いて議論を進めることにする。周知のとおり、発生する可能性のきわめて低い損失まで視野に収め、みだりに期間利益を圧縮するようなやりかたは、しばしば「過度に保守的な測定操作」、つまり「正しい」利益を歪めるものとみなされている。このことは、現行ルールを支える基本理念と「保守主義」との関係を端的に示唆している。「保守主義」は利益や資本などの基礎概念と整合的なものというより、むしろそれらを超越した存在と考えられているのである。そうであれば、まずはできるかぎり超越的なものの助けを借りずに考察を進めようというのである。

## (2) 「回収可能額」による評価

続いては、金銭債権の評価を切り下げの際、論拠として採り上げられることの多い「簿価の回収可能性」に言及する。よく知られているとおり、わが国においては、会社法が、回収の困難が見込まれる分だけ金銭債権の評価を切り下げよう求めている(商法第285条ノ4第2項)。「企業会計原則」もまた、「正常な貸倒見積高を控除した金額」により金銭債権を評価するものと定めている(「貸借対照表原則」五C)。約定どおりの資金回収が見込めないケースにおいては、なにも額面での評価に固執する必要はなく、むしろ「回収可能な」額まで適宜評価を引き下げべきというのである。どれほどの努力を費やしたところで額面相当の資金回収が望めないのであれば、評価の切り下げは必然といっても差し支えない。

ここで述べたとおり、金銭債権をめぐる経済環境の変化いかんでは、その評価をしかるべき金額まで切り下げる必要が生じてくる。これは、多くの支持を得られそうな考えかたといえそうである。しかし、どのようなタイミングでどれだけの評価損失を計上すべきか、具体的な次元の話となると衆目の一致は難しくなってくる。回収可能額というコンセプトは一見したところオペレーショナルなものにみえるが、実際にはさまざまな測定操作と結び付きうるものである。ひとくちに資金回収といっても、金銭債権それ自体の譲渡によるものなのか、それとも自律的な回収努力を重ねるのかに応じて、期待されるキャッシュインフローの大きさは違ってくる。譲渡という選択肢についていうなら、どの時点での処分を想定するのかに応じて「回収可能額」はさらに多岐に分かれよう。

また、将来における資金回収を見込んでストックの評価額を決める場合は、期待されるキャッシュフローを現在価値に引き直すかどうか、かりに引き直すとするばいかなる割引率を適用すべきかなどの検討課題も生じてくる。いかなる手段による資金回収を（最善の策として）想定するのかだけでなく、それぞれの選択肢においてキャッシュフローをどう見積もるのかという、テクニカルな問題も無視しえないのである。しかし、割引率などに関するさまざまな選択肢を「回収可能性」の観点から絞り込むのは、回収策としてどのような手段を採るべきかと同様に難しい。

以上を要約するなら、「金銭債権はその回収可能額で評価すべき」というルールが存在をかりに認めたところで、返済の滞った債権の処理についてそこから引き出すことのできるインプリケーションは意外なほど少ない。もちろん、「回収可能性」を重視することにより「ありうべき処理」をある程度絞り込むことはできる。典型的には、経済環境の変化いかんにかかわらず、額面での評価に固執するようなやりかたは排除されることになろう。しかし、もう少し具体的な測定操作を引き出そうとすれば、なぜ簿価が回収可能性を反映しなければならないのかという、いっそう抽象的な次元の議論が不可欠となってくる。資金の回収に関するさまざまな事象のうちのどれに着目すべきかをいうためには、現行ルールがどのような事実に着目して利益をとらえているのか、「回収可能性」を引き合いに出さずに説明する必要が生じてこよう<sup>2</sup>。

### (3) 小括

ここで述べたとおり、保守主義や回収可能額による評価をいうだけでは、返済の滞った金銭債権を切り下げるタイミングや切り下げ額の大きさを十分に絞り込むことはできない。切り下げの必要性をおおざっぱに示唆することはできても、具体的な測定操作に関するインプリケーションは得られない。一連の論攷が「投資のねらい」の変化という新たな着眼点を持ち込もうとしているのは、まさしくそのためである。どのようなケースでどれだけの評価損失が求められるのか、それはなぜか、それらの問いかけにできるかぎり明確に答えようというのである。

#### [参考文献]

FASB [1995], Statement of Financial Accounting Standards No.121 : *Accounting for the Impairment of Long-Lived Assets and for Long-Lived Assets to be Disposed of.*

#### [注]

1 減損の生じた営業資産の評価について、米国の基準書（FASB [1995]）は「簿価が回収可能性を反映し

ているのは当然」と説明している。ここで直接の対象となっているのは事業資産であるが、金銭債権についても同様のことが考えられているのは想像にかたくない。ただ、米国の基準書がなにゆえそれを「当然」とみているのかは詳らかでない。

2 いうまでもなく、同義反復を避けるためである。